

変だな・・・

と思ったら消費生活センターへ



東日本大震災が発生して以降、震災に便乗した悪質商法が多発しています。特に、住宅工事に係るトラブルが多くあります。被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

事例1

銀行を名乗る者から夫あてに電話があり、「震災で何か住宅の修繕箇所がありますか。被害があればお金が出ます。」と言われた。屋根のずれ、壁にひびが入ったことを話したが、その後不審に思い「銀行に問い合わせる」と言うと言話の相手はすぐに電話を切った。今後、リフォームなどの勧誘電話が心配だ。

【対応】

・全く関係のない公的機関や金融機関などをかたつて信用させ、「補助金が出るので工事をした方がよい。」などと嘘をついて、実際には必要のない契約を迫る悪質商法の手口があります。
・補助金制度にはさまざまな要件があります。業者の話をする

みせず、補助金制度の内容については自ら、市役所など公的機関に確認しましょう。

事例2

新築時に屋根工事をした業者と名乗る者から「震災後の無料点検に行く。」と電話があり承諾したが、新築した業者に問い合わせたら嘘だと判り、不審に思ったので点検に来て欲しくない。断りたいが連絡先が不明で困っている。

【対応】

・『無料点検』と称して自宅に上がり込み、「早く修理しないと大変なことになる」と不安をあおって、全く必要のない高額な契約を勧める悪質商法と考えられます。
・必要のない場合は、はっきりと断りましょう。

・業者の説明に不審な点があれば、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

事例3

震災後、他県から出張に来ているといふ瓦業者が訪問した。震災で瓦がほとんど落ちてしまいい、すでに別の業者に工事を依頼していたので断ったが、「地元の業者は工事が3年待ちになる。忙しかったため手抜き工事になる。」と言われ、契約するようしつこく勧誘にくる。

【対応】

・特定商取引法では、一度契約を断った消費者に対し、再び同じ契約を勧誘することは禁止されています。
・必要ない場合はその旨を業者にはっきりと伝え、断りましょう。
・断っても業者の勧誘が続く場合は、消費生活センターに相談しましょう。

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎25-3288

くらしのQ&A

パソコンの悪質サイト

Q

パソコンのインターネットで芸能ニュースを検索して、出てきたサイトを開いて質問に答えたところ、利用料を請求する画面が出てきて消えません。支払いをしないと、画面は消えませんか。(60代・男性)

A

「消せない画面」にご用心

この場合、相談者が「個人会社」の質問で「個人」を選び、「18歳以上か未満か」で「18歳以上」を選んだところ、「会員登録が完了しました。3万9千円を3日以内にお支払いください」の画面になり、画面右上の×をクリックしても、閉じなくなっていました。それ以来、電源を入れるたびにその画面が表示され、消えないとのこと。画面を閉じても繰り返し表示されるという動作は、コンピュータウイルスによるものです。独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の「情報セキュリティ安心相談窓口」へアクセスをして、「システムの復元の実施手順」に基づいて修復作業を行えば、パソコンの利用者自身で元の状態に戻すことができます。支払いについてですが、相談者は初めから契約をするつもりがなく、契約書に当たる規約にも同意していませんので、応じる必要はないと考えられます。そのまま様子を見ましょう。慌てて表示されているメールアドレスや電話番号に連絡をしようとして、個人情報を知らせることになり、絶対にしないで下さい。

- 独立行政法人情報処理推進機構（IPA） ☎03-5978-7509
- システムの復元の実施手順 <http://www.ipa.go.jp/security/restore/>

問 市消費生活センター（谷和原庁舎1階） ☎25-3288